

○環境省令第 号

南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第三条第五号及び第十三号並びに第七条第一項第三号の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年 月 日

環境大臣 齊藤 鉄夫

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

別記第四南極特別保護地区中「2キロメートル」を「3キロメートル」に改める。

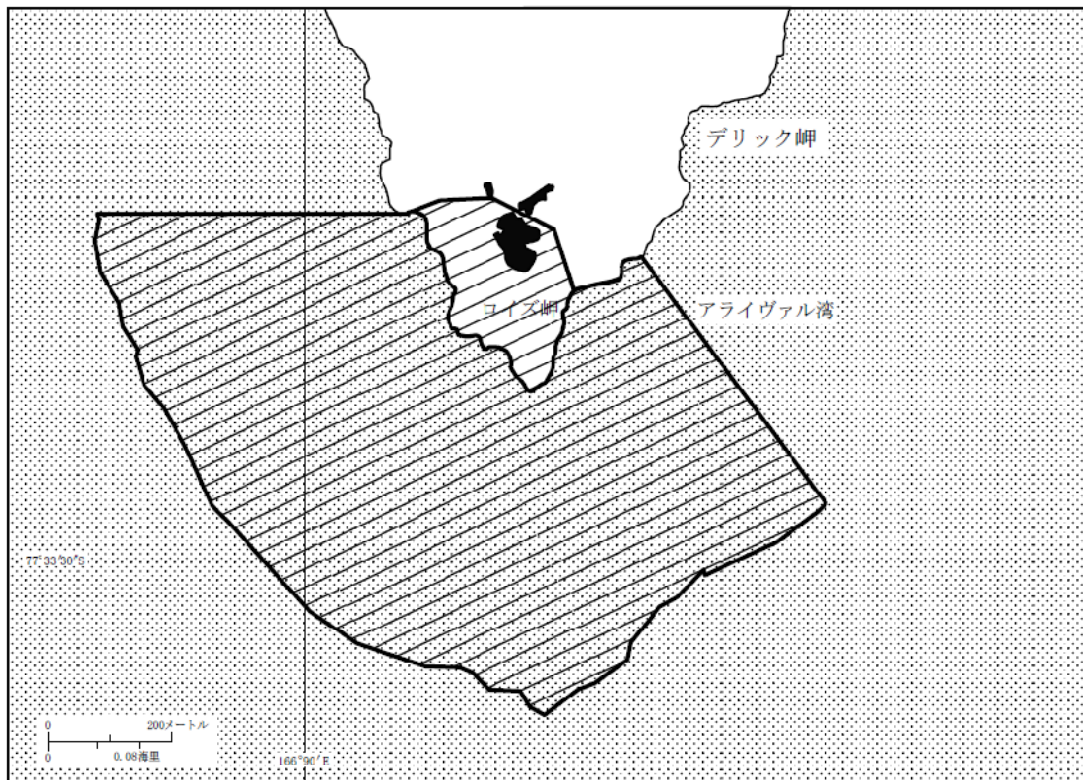
別記第二十一南極特別保護地区を次のように改める。

第二十一南極特別保護地区

ロス島のロイズ岬

この地区は、南緯 77 度 33 分 12 秒東経 166 度 9 分 25 秒の地点を起点とし、同地点と南緯 77 度 33 分 11 秒東経 166 度 9 分 33 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 77 度 33 分 11 秒東経 166 度 9 分 46 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 77 度 33 分 13 秒東経 166 度 10 分 1 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 77 度 33 分 15 秒東経 166 度 10 分 5 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 77 度 33 分 16 秒東経 166 度 10 分 6 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 77 度 33 分 14 秒東経 166 度 10 分 22 秒の地点を結ぶロイズ岬の海岸線、同地点と南緯 77 度 33 分 27 秒東経 166 度 11 分 8 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 77 度 33 分 12 秒東経 166 度 8 分 10 秒の地点を結ぶロイズ岬の最大高潮時海岸線から 500 メートル離れたところにある線及び同地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

(地 図)



別記第二十五南極特別保護地区を次のように改める。

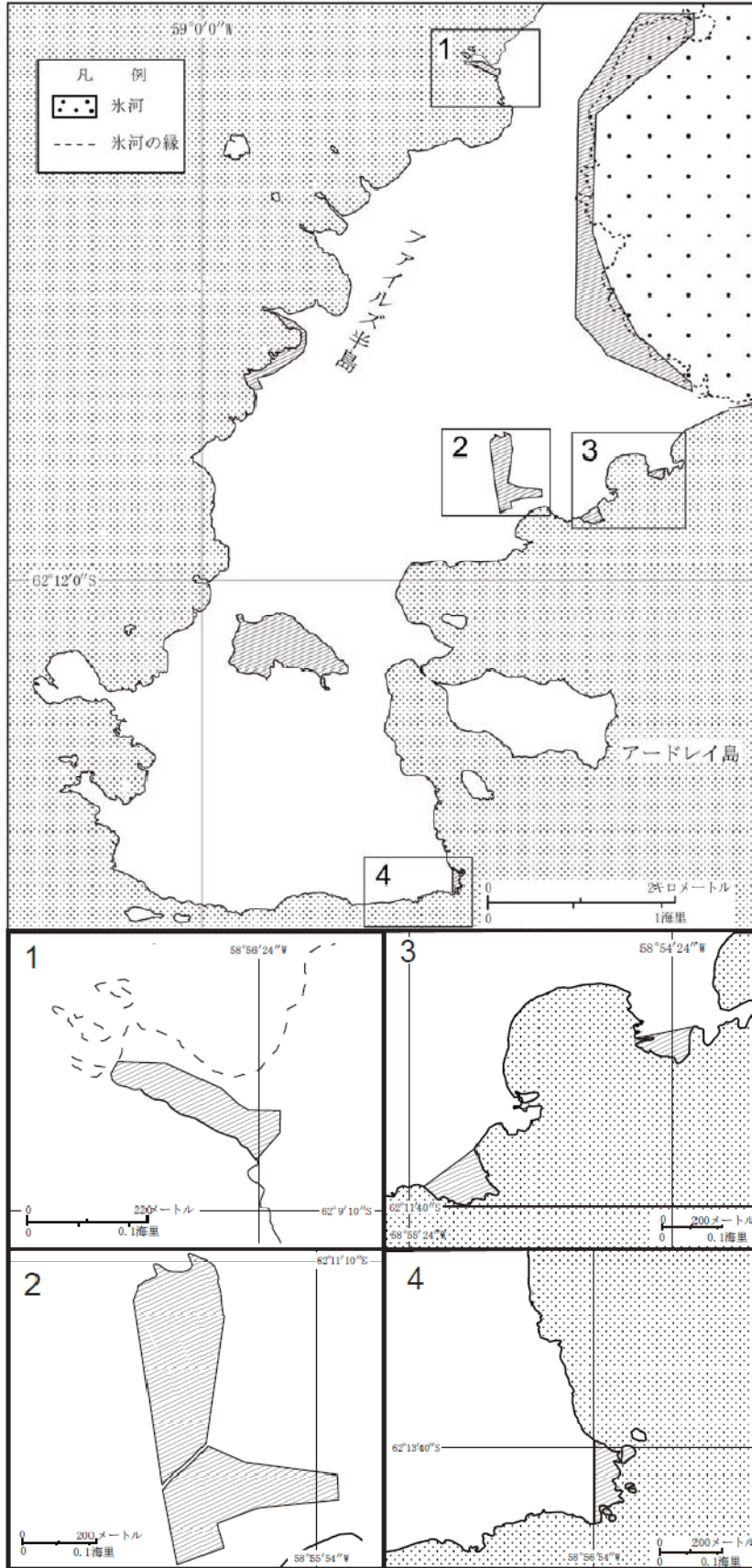
第二十五南極特別保護地区

サウス・シェトランド諸島のキング・ジョージ島のファイルズ半島

この地区は、ファイルズ半島西部にあり、南緯 62 度 12 分 30 秒西経 58 度 59 分 10 秒の地点を起点とする標高 55m の等高線に囲まれた区域、南緯 62 度 11 分 30 秒西経 58 度 56 分 24 秒の地点を起点とし、同地点と南緯 62 度 11 分 14 秒西経 58 度 56 分 29 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 62 度 11 分 15 秒西経 58 度 56 分 12 秒の地点を結ぶ標高 80 メートルの等高線、同地点と南緯 62 度 11 分 26 秒西経 58 度 56 分 15 秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域、南緯 62 度 11 分 37 秒西経 58 度 56 分 21 秒の地点を起点とし、同地点と南緯 62 度 11 分 30 秒西経 58 度 56 分 24 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 62 度 11 分 27 秒西経 58 度 56 分 15 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 62 度 11 分 28 秒西経 58 度 56 分 8 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 62 度 11 分 29 秒西経 58 度 55 分 50 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 62 度 11 分 31 秒西経 58 度 55 分 50 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 62 度 11 分 32 秒西経 58 度 56 分 5 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 62 度 11 分 33 秒西経 58 度 56 分 13 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 62 度 11 分 36 秒西経 58 度 56 分 12 秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域、南緯 62 度 9 分 15 秒西経 58 度 55 分 25 秒の地点を起点とし、同地点と南緯 62 度 8 分 45 秒西経 58 度 54 分 40 秒の地点を結ぶ直線、南緯 62 度 8 分 45 秒の緯度線、西経 58 度 54 分の経度線、南緯 62 度 8 分 52 秒西経 58 度 54 分の地点と南緯 62 度 9 分 20 秒西経 58 度 55 分 13 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 62 度 10 分西経 58 度 55 分 15 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 62 度 10 分 20 秒西経 58 度 55 分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 62 度 10 分 36 秒西経 58 度 54 分 40 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 62 度 10 分 52 秒西経 58 度 54 分の地点を結ぶ直線、西経 58 度 54 分の経度線、南緯 62 度 10 分 55 秒西経 58 度 54 分の地点と南緯 62 度 10 分 42 秒西経 58 度 55 分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 62 度 10 分 30 秒西経 58 度 55 分 25 秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域、南緯 62 度 13 分 39 秒の緯度線、西経 58 度 56 分 44 秒の経度線、南緯 62 度 13 分 48 秒の緯度線、西経 58 度 56 分 54 秒の経度線により囲まれた区域にあるファイルズ半島の一部及び諸島、マックスウェル湾の海岸線及び南緯 62 度 11 分 38 秒西経 58 度 55 分 22 秒の地点と南緯 62 度 11 分 34 秒西経 58 度 55 分 10 秒の地点を結ぶ直線により囲まれた区域、マックスウェル湾の海岸線及び南緯 62 度 11 分 22 秒西経 58 度 54 分 33 秒の地点と南緯 62 度 11 分 21 秒西経 58 度 54 分 20 秒の地点を結ぶ直線により囲まれた区域、南緯 62 度 9 分 1 秒西経 58 度 56 分 42 秒の地点を起点とし、同地点と南緯 62 度 9 分 1 秒西経 58 度 56 分 36 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 62 度 9 分 4 秒西経 58

度 56 分 22 秒の地点を結ぶ標高 5m の等高線、同地点と南緯 62 度 9 分 5 秒西経 58 度 56 分 22 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 62 度 9 分 7 秒西経 58 度 56 分 25 秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶ海岸線により囲まれた区域並びに南緯 62 度 10 分 27 秒西経 58 度 59 分 13 秒の地点を起点とし、同地点と南緯 62 度 10 分 28 秒西経 58 度 59 分 7 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 62 度 10 分 30 秒西経 58 度 59 分 1 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 62 度 10 分 31 秒西経 58 度 58 分 53 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 62 度 10 分 35 秒西経 58 度 58 分 44 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 62 度 10 分 39 秒西経 58 度 58 分 44 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 62 度 10 分 42 秒西経 58 度 58 分 46 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 62 度 10 分 44 秒西経 58 度 58 分 51 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 62 度 10 分 49 秒西経 58 度 59 分 9 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 62 度 10 分 49 秒西経 58 度 59 分 12 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 62 度 10 分 51 秒西経 58 度 59 分 20 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 62 度 10 分 54 秒西経 58 度 59 分 17 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 62 度 10 分 54 秒西経 58 度 59 分 23 秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶ海岸線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

(地図)



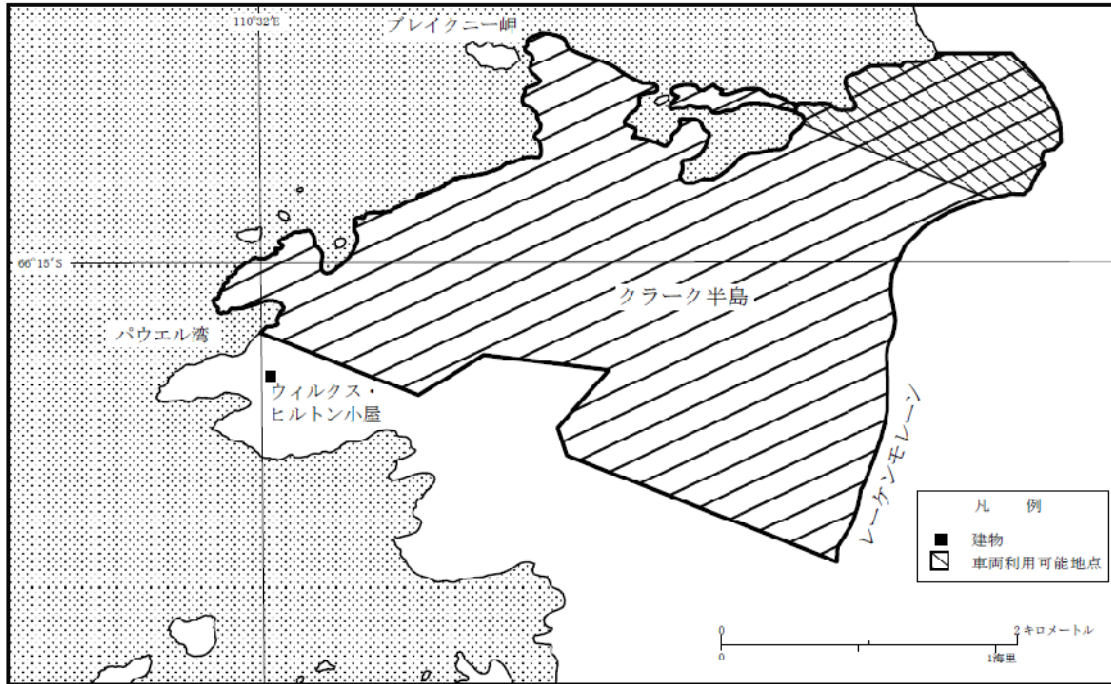
別記第三十六南極特別保護地区を次のように改める。

第三十六南極特別保護地区

ウィルクス・ランドのバッド海岸のクラーク半島

この地区は、クラーク半島の北海岸にある地点（南緯 66 度 14 分 15 秒東経 110 度 38 分 6 秒）を起点とし、同地点とレーケンモレーンの北端（南緯 66 度 14 分 15 秒東経 110 度 38 分 46 秒）を結ぶ直線、同地点と南緯 66 度 16 分 6 秒東経 110 度 37 分 11 秒の地点を結ぶレーケンモレーンの西端の線、同地点と南緯 66 度 15 分 43 秒東経 110 度 34 分 45 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 66 度 15 分 37 秒東経 110 度 34 分 40 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 66 度 15 分 24 秒東経 110 度 35 分 9 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 66 度 15 分 21 秒東経 110 度 34 分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 66 度 15 分 29 秒東経 110 度 33 分 26 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 66 度 15 分 15 秒東経 110 度 31 分 59 秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶクラーク半島の海岸線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

(地図)



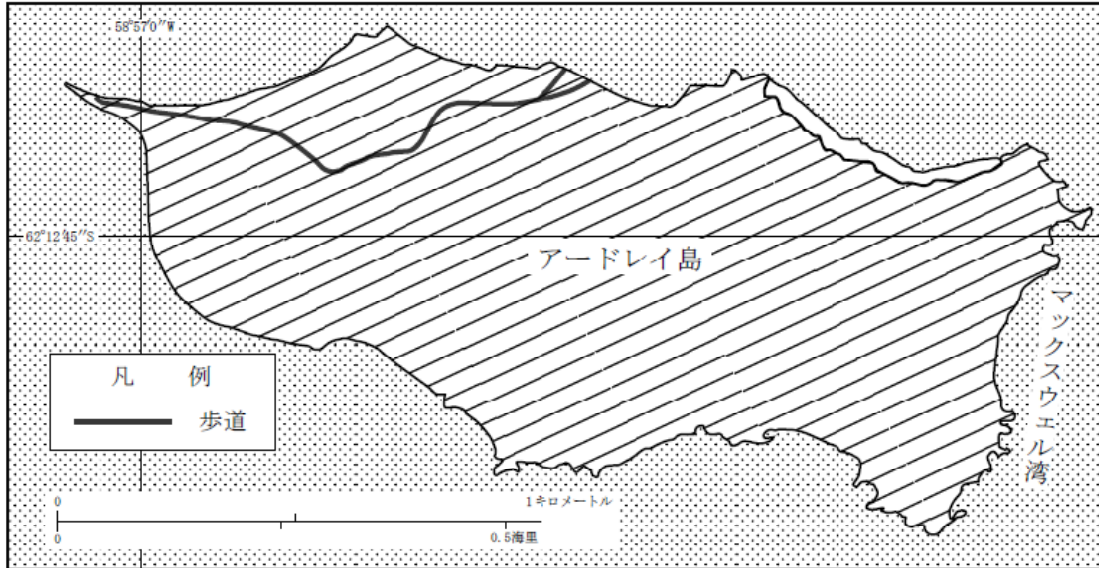
別記第五十南極特別保護地区を次のように改める。

第五十南極特別保護地区

キング・ジョージ島のマックスウェル湾のアドレイ島

この地区は、キング・ジョージ島のファイルズ半島の東海岸から約 500 メートルのところにあるアドレイ島の海岸線により囲まれた区域から同島の北東の海岸線及び南緯 62 度 12 分 34 秒西経 58 度 55 分 34 秒の地点と南緯 62 度 12 分 40 秒西経 58 度 55 分 4 秒の地点を結ぶ標高 1 メートルの等高線により囲まれた区域を除いた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

(地図)



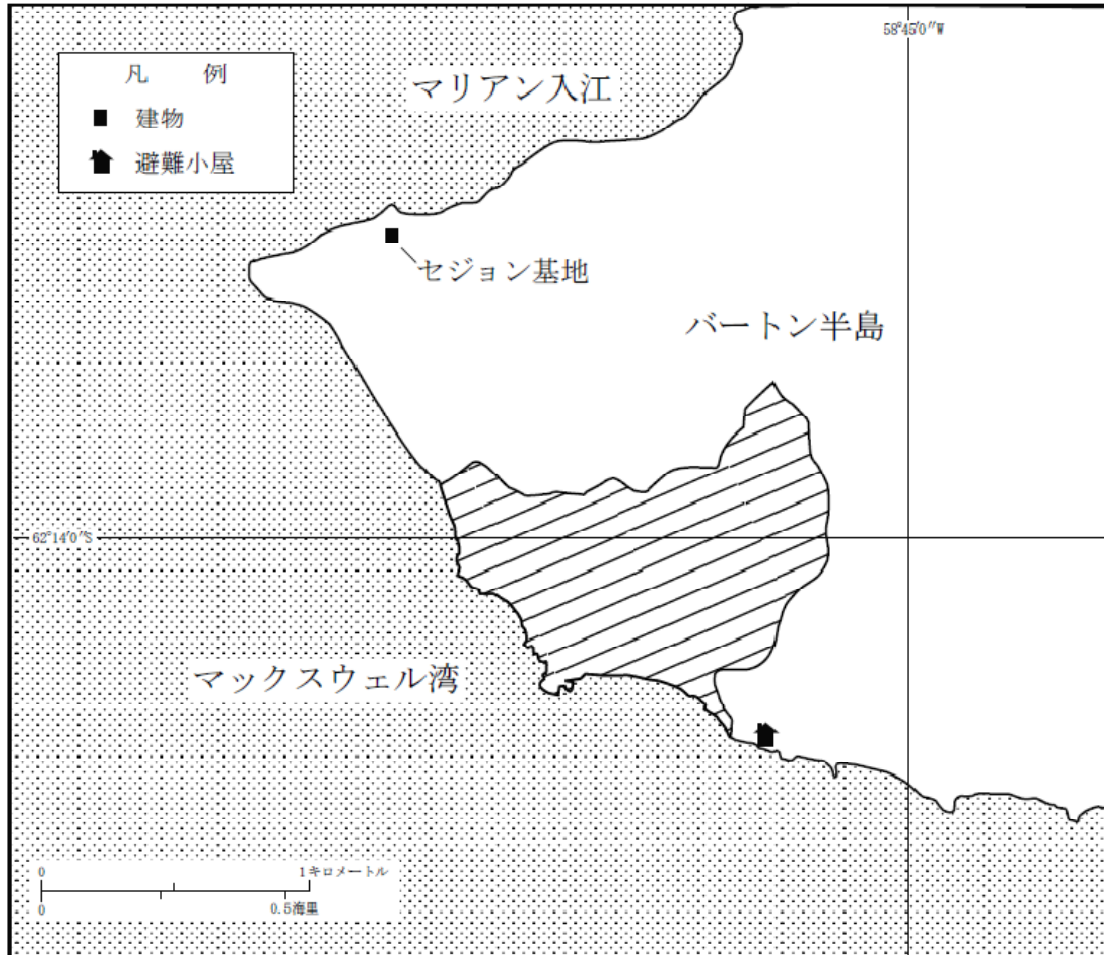
別記第七十南極特別保護地区の次に次のように加える。

第七十一南極特別保護地区

キング・ジョージ島のバートン半島

この地区は、南緯62度13分54秒西経58度47分1秒の地点を起点として、同地点から稜線を北東に進み、南緯62度13分41秒西経58度45分36秒の地点に至り、同地点から稜線を南に進み、南緯62度14分25秒西経58度45分48秒の地点に至り、同地点からバートン半島の海岸線を北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

(地 図)



別表第四の八十二の項の次に次の二項を加える。

八十三	ルーベ海岸のラルマンドフィヨルドのデ ターユ島にあるW基地	南緯六十六度五十二分西経六十六度三十八分
八十四	ウインケ島のドリアン湾のダモイ岬に建 てられた小屋	南緯六十四度四十九分西経六十三度三十一分

別表第六第三南極特別保護地区の項の次に次のように加える。

第四南極特別保護地区	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 当該地区内では徒歩で移動すること。</p> <p>三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p>
------------	--

- | | |
|--|--|
| | |
| | <ol style="list-style-type: none">四 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。五 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。六 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。七 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。八 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。九 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。 |

別表第六第十三南極特別保護地区の項第二号中「車両を使用しない」を「徒歩で移動する」に改め、同項中第四号を次のように改める。

- 四 科学的調査のために必要な場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度六百メートル以下の空域を飛行しないこと。

別表第六第十三南極特別保護地区の項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一ずつ繰り下

げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。

別表第六第二十一南極特別保護地区の項第一号中「又は必要不可欠な管理活動又は教育活動」に改め、同項第三号中「の陸域」を削り、同項第四号を次のように改める。

四 科学的調査のために必要な場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度六百メートル以下の空域を飛行しないこと。

別表第六第二十一南極特別保護地区の項第五号中「又は管理活動」を「、管理活動又は教育活動」に改め、同項第六号中「陸域」の下に「及びペンギンの繁殖地から二百メートル以内の海域」を加え、同項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。

別表第六第二十四南極特別保護地区の項の次に次のように加える。

第二十五南極特別保護

地区

一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。

第五十南極特別保護地

別表第六第四十九南極特別保護地区の項の次に次のように加える。

- 二 当該地区内では徒歩で移動すること。
- 三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。
- 四 当該地区内では野営しないこと。
- 五 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
- 六 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
- 七 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
- 八 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。

- 一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可

欠な管理活動に限る。

二 当該地区内に、一回につき二十人以上（毎年十月一日から翌年の一月三十一日までの期間は、一回につき十人以上）立ち入らないこと。

三 当該地区内では徒歩で移動すること。なお、当該地区内を徒歩で移動する場合、科学的調査に特に必要な場合を除き、別記の地図上に示された歩道を通ること。

四 航空機は当該地区内に着陸しないこと。

五 原則として、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。なお、当該地区の直上空域を飛行する場合、南極鳥類の繁殖地又は集団の直上空域であつて、地表から高度六百メートル以下の空域を飛行しないこと。

六 回転翼航空機は、当該地区内の南極鳥類の繁殖地又は集団の直上空域をホバリングしないこと。

七 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築

物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。

八 当該地区内では野営しないこと。

九 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。

十 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。

十一 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

十二 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。

十三 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。

十四 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。

別表第六第五十二南極特別保護地区の項中、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

別表第六第五十三南極特別保護地区の項中、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

七 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。

別表第六第六十二南極特別保護地区の項第四号中「前号」を「第二号」に改め、同項第五号中「第三号」を「第二号」に改め、同項第六号中「当該地区内」を「管理活動に付随する物品の運搬のために必要な場合を除き、当該地区内」に改める。

別表第六第七十南極特別保護地区の項の次に次のように加える。

第七十一南極特別保護

地区

- 一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。
 - 二 当該地区内では車両を使用しないこと。
 - 三 原則として、航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度六百メートル以下の空域を飛行しないこと。
 - 四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名並びに設置年月日及び撤去予定年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。
 - 五 原則として、当該地区内では野営しないこと。
 - 六 当該地区内では、毎年十月一日から翌年三月三十一日までの期間は、発動機又は電動機その他騒音を生じさせるような機器を使用しないこと。
 - 七 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。
-

	<p>八 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>九 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号。次条

において「法」という。）第六条の確認の申請であつて、この省令の施行の際、環境大臣による確認をす
るかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正
後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。